

高松市監査委員告示第9号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年3月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成30年3月30日)



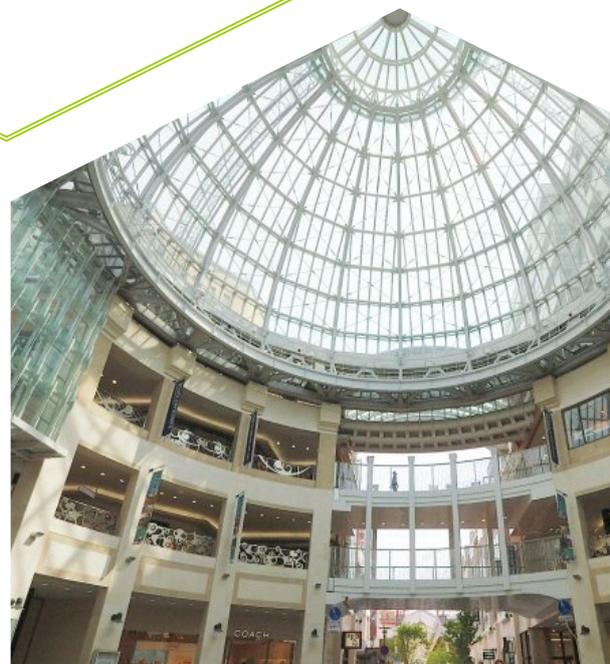
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H30.3.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H26	H27.2.20	第4号	意見	「高松市ほりおこし物件」事業の実施検討について	P10	市民政策局	政策課	H30.3.8
2	H27	H28.1.29	第4号	意見 【重点】	創造都市推進ビジョンに関する事業の取組と成果について	P4	創造都市推進局	観光交流課	H30.2.16
3	H28	H28.11.30	第33号	意見 【重点】	高松市移住ナビについて	P13	市民政策局	政策課	H30.3.8
4				意見 【重点】	移住促進プロモーション映像について	P14			
5				意見 【重点】	「子育てするなら高松市」サイトとの連携について	P15			
6		H29.1.31	第3号	意見 【重点】	障害児通所支援事業所と保育所等の連携について	P10	健康福祉局	こども園運営課	H30.2.6
7	H29	H29.11.30	第30号	指摘	支払期日について	P23	創造都市推進局	観光交流課	H30.2.16
8				意見	「高松旅ネット」における観光情報発信について	P24			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

※ 【重点】 …… 「平成27年度高松市監査実施計画」及び「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立つ行政監査等を行った。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査 本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査 本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成26年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成27年2月20日
区分	意見		
意見の項目	「高松市ほりおこし物件」事業の実施検討について		
意見の内容	政策課ホームページ内の「高松市移住ナビ」に設置されている「高松市ほりおこし物件」については、掲載情報がなく、機能が発揮されていないと見受けられるので、本市も参画している空き家バンクである、香川県ホームページの「かがわ住まいネット」との機能統合や事業廃止を含めて、ゼロベースで検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/815z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月8日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	本件意見については、本市への移住を検討している人を対象としたポータルサイト「高松市移住ナビ」を改修し、「高松市ほりおこし物件」事業の廃止を行い、香川県ホームページの「かがわ住まいネット」へのリンクや、「たかまつ移住応援隊」に登録している不動産取引業団体ホームページへのリンクを行ったことにより、市内の不動産に関する情報を発信している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成28年1月29日
区分	意見【重点】		
意見の項目	創造都市推進ビジョンに関する事業の取組と成果について		
意見の内容	<p>市の観光振興に関連する施策や事業を計画的に推進するためには、他の分野別計画同様に個別計画を策定する必要があると考えられるので、再度検討されたい。</p> <p>また、計画期間終了後も、創造的プロジェクト事業に関する取組とその成果については継続的に検証を行い、その結果を明らかにするなど、市民への説明責任を果たされたい。</p>		
公表文該当ページ	P4		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/129z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年2月16日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見について、本市の観光振興施策は、平成27年度まで、高松市観光振興計画に基づき実施してきた。しかし、近年、外国人観光客の大幅な増加や民泊の増大など、本市の観光施策を取り巻く環境は大きく変化してきており、数年前には想定されなかった状況が次々と発生している。</p> <p>このような中、将来の変化を的確に見通した長期的な観光振興策を策定することは困難であるため、各関係機関と連携し、今後の観光振興施策を機動性を持って進めていくことが適切であると考え、平成28年度からは、第6次たかまつ総合計画を柱に毎年度見直しを行う、まちづくり戦略計画に基づいた取組を進めるとの結論に至った。</p> <p>この方針に基づく施策として、国際航空路線や国際会議（MICE）の誘致を推進することで、外国人宿泊者（インバウンド）数が全国第1位の伸びを記録したほか、国際会議の誘致に成功するなど、着実に成果を挙げている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	高松市移住ナビについて		
意見の内容	<p>高松市移住ナビを、閲覧者の立場に立って、その機能や利便性を改めて精査し、必要部分の改修をされたい。</p> <p>なお、改修に当たっては、以下の点を参考にされたい。</p> <p>(1) 電子媒体を活用し、随時更新可能なページ構成とすること。</p> <p>(2) 本市の魅力の数値でアピールすること。</p> <p>(3) 本市が講じている移住関連策を網羅的に掲載すること。</p> <p>(4) 本市への移住者の実体験に基づく本市の魅力に掲載すること。</p>		
公表文該当ページ	P13		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月8日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	<p>本件意見については、本市に移住後の仕事や生活をイメージしやすいサイトとなるよう、平成29年度に「高松市移住ナビ」の改修を行い、随時更新可能なページ構成とした上で、トップページ等で本市の魅力の数値でアピールすることを始め、移住施策に関する情報や、移住者の紹介、住まいや仕事に関する関連サイトへのリンクなどを網羅的に掲載し、閲覧する側にとって、わかりやすく、興味を引きやすいようにリニューアルした内容で、平成30年2月28日に公開した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	移住促進プロモーション映像について		
意見の内容	移住促進プロモーション映像が高松市移住ナビからスムーズに閲覧できるよう、対策を講じられたい。 また、本市が作成している他の各種PR動画も、効果的に活用されたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月8日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	<p>本件意見については、本市への移住を検討している人を対象にしたポータルサイト「高松市移住ナビ」を改修し、トップページに移住促進プロモーション映像へのリンクを行ったほか、「エキスペリエンス高松」など、本市が運用しているSNSと連携することなどにより、動画も含めた映像を通じて、リアルタイムで本市の魅力にアクセスしやすい環境を整備した。</p> <p>なお、本市が作成している他の各種PR動画については、必要に応じて、順次、リンクを行うこととしている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第33号	告示日	平成28年11月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	「子育てするなら高松市」サイトとの連携について		
意見の内容	健康福祉局と連携し、「子育てするなら高松市」サイトと併せた効果的な情報発信を図りたい。 また、他局においても、移住に関連する情報発信をしているかどうか調査の上、該当があれば、連携して、全庁体制で情報発信をされたい。		
公表文該当ページ	P15		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130y.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年3月8日
所管課等	市民政策局 政策課
措置結果	本件意見については、本市への移住を検討している人を対象としたポータルサイト「高松市移住ナビ」を改修し、「たかまつらっこネット」へのリンクと併せて、「子育てするなら高松市」へのリンクを行うなど、子育て環境に関する本市の優位性を発揮した効果的な情報発信をしている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	障害児通所支援事業所と保育所等の連携について		
意見の内容	障害児通所支援事業所の職員と日常的に接している本市職員は、積極的にコミュニケーションを図り、発達障がい児に関する情報の共有や、支援の向上を図られたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/0131z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年2月6日
所管課等	健康福祉局 こども園運営課
措置結果	<p>本件意見については、障害児通所支援事業所から保育所に迎えに来た際に、対象児童についての情報交換を行ったり、保育教育士が事業所を訪問して支援について話し合う機会を持ったり、支援内容を書面で交換したりするようにした。</p> <p>また、特別支援保育担当の保育教育士が、当該事業所を訪問して学ぶ現地研修を、平成29年度も実施しており、専門家が子どもに対して、どんなねらいで、どう関わっているかを、朝の通所時から帰りまで、実際にそばで見て、聞いて、学ぶなど、障害に対する理解を深めることで、保育所等での適切な支援につなげている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	指摘		
指摘の項目	支払期日について		
指摘の内容	支払については、契約書に定められた支払期日を過ぎることのないよう、審査体制を強化し、適切に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	P23		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年2月16日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成29年11月30日の監査結果の通知を受けた後、リスクマネジメント会議において、課内で事案を共有し、改めて周知徹底を図るとともに、再発防止についての検討を行った結果、計画的な支出事務の進行等、事務処理の適正化に努めた。</p> <p>また、請求書については、個人で保管せず、複数人の目の届く場所に一括して保管し、職員が相互にチェックできるような事務処理体制とすることとした。</p> <p>今後も、この対策を確実に実施するとともに、リスクマネジメント会議や課内係長会などで再確認を行い、適切に事務処理を行うこととする。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告示日	平成29年11月30日
区分	意見		
意見の項目	「高松旅ネット」における観光情報発信について		
意見の内容	「高松旅ネット」において、提供されている情報の運用管理に当たっては、チェックシートを活用するなど、本市の観光情報発信事業が適正に行われるよう、定期的にチェックを行う体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成30年2月16日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	<p>本件意見については、平成29年11月6日の事情聴取事項等の通知を受けた後、翌7日までにリンク切れ等の全箇所について対処した。</p> <p>また、今後も適正な情報発信を続けていくため、月1回、担当者がチェックするほか、課員全員で常に確認作業を行うこととした。</p>